

# 将来看護師として勤務しようとする皆様へ

## 令和7年度 野洲市病院事業看護学生 修学資金のご案内

### 1 趣旨

野洲市病院事業において将来看護師として勤務しようとする方に対し、野洲市看護学生修学資金の貸付けを行います。

### 2 貸付対象者

次の①～③の要件をすべて備えている方からの申請により、その方に対し、無利息で修学資金の貸付けを行います。

- ① 看護師免許取得のため、学校又は養成所に現在在学している方。
- ② 学校又は養成所を卒業した後、直ちに野洲市病院事業において看護師の業務に従事する意思のある方
- ③ 野洲市病院事業への就職予定日において、35歳未満である方

### 3 貸付額及び貸付期間

- ① 貸付額 50,000円以内／月（無利息）
- ② 貸付期間 貸付けを決定した月から卒業まで（正規の就学期間）

### 4 修学資金の償還免除について

修学資金の貸付けを受けた方が、学校又は養成所を卒業した後、直ちに野洲市病院事業の職員となり、貸付けを受けた期間に相当する期間、看護師業務に従事した場合、修学資金の償還を全額免除します。

### 5 募集人数

3名程度

### 6 申込手続

#### (1) 提出書類

- ① 看護学生修学資金貸付申請書（様式第1号）
- ② 戸籍抄本
- ③ 在学証明書
- ④ 法定代理人の印鑑登録証明書  
（申請者が未成年の場合のみ）
- ⑤ 履歴書
- ⑥ 直近の成績証明書

## (2) 提出方法

市立野洲病院総務課に提出してください。申請書は、来院して請求又は病院ホームページよりダウンロードしてください。

**受付期限 令和7年6月30日（月）まで**

※郵送の場合は必着

## 7 選考日時及び方法

※申込を希望される場合は、試験日程を調整させていただきますので、申込書類を提出される段階で、下記連絡先までご連絡ください。

- ① 選考日時 随時（応募者と日程調整のうえ選考を実施します）
- ② 選考方法 作文、個人面接

## 8 貸付けの決定について

提出書類及び試験の結果により貸付けの可否について決定し、文書にて通知します。

## 9 その他

申請者が未成年の場合、法定代理人の同意が必要です。通常、法定代理人は親権者（父、母等）ですので、その方の同意が必要になります。

貸付けを受けている方が、在学途中で退学や成績不良により留年した場合（正規の就学年数内に卒業できないことが確定した場合を含む。）、又は学校若しくは養成所を卒業した後、直ちに看護師として野洲市病院事業の職員にならなかった場合は、貸付契約を解除し、修学資金を直ちに返還していただきます。

《問合せ先》

市立野洲病院 総務課

〒520-2331 野洲市小篠原 1094 TEL : 077-587-5528